

令和7年第4回睦沢町議会定例会会議録

令和7年12月8日(月)午前9時開会

出席議員(11名)

1番	田中リエ	2番	三橋優一
3番	松島和子	4番	島貫孝
5番	小川清隆	6番	久我眞澄
8番	田邊明佳	9番	中村勇
10番	市原重光	11番	米倉英希
12番	麻生安夫		

欠席議員(1名)

7番 伊原邦雄

地方自治法第121条の規定による会議事件説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	田中憲一	副町長	平山義晴
総務課長	鈴木政信	企画財政課長	石井威夫
税務住民課長	秦悦子	福祉課長	麻生喜久夫
健康保険課長	小高俊一	産業課長	秋葉秀俊
建設課長	大塚晃司	会計管理者	御園生憲利
総務課主査兼 総務秘書班長	古山雅敏	企画財政課主査兼 財政班長	伊丹徳重
教育長	鶴澤智	教育課長	宮崎則彰
教育課主幹 (指導主事)	大倉茂人	選挙管理委員会 選挙管理書記 会長	鈴木政信
農業委員会 事務局会長	秋葉秀俊		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 中 村 年 孝 書 記 岡 本 拓 也

議 事 日 程 (第 1 号)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 議案第 1 号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 2 号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合同規約の変更に関する協議について
- 日程第 6 議案第 3 号 財産の取得について
- 日程第 7 議案第 4 号 令和 7 年度睦沢町一般会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 8 報告第 1 号 損害賠償額の決定及び和解に関する専決処分について
- 日程第 9 報告第 2 号 損害賠償額の決定及び和解に関する専決処分について

◎開会及び開議の宣告

○議長（麻生安夫君） それでは、皆さんおはようございます。

まず、報告をいたします。伊原邦雄議員ですが、本日の会議を欠席される旨申出がありましたので、ご報告いたします。

ただいまから令和7年第4回睦沢町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

(午前 9時00分)

◎諸般の報告

○議長（麻生安夫君） 地方自治法の規定による議長からの出席要求に対し、それぞれ別紙のとおり出席者の報告がありました。

同じく地方自治法の規定による定例監査の結果報告及び例月出納検査の結果について、令和7年7月分から9月分まで報告がありました。

いずれもお手元に配付の印刷物によりご了承願います。

◎議会関係の報告

○議長（麻生安夫君） 次に、議会関係の報告を行います。

11月19日に、議会運営委員会が開催されております。内容について、田邊明佳委員長から報告があります。

田邊明佳委員長。

○議会運営委員長（田邊明佳君） ご報告申し上げます。

去る11月19日に、議長出席の下、議会運営委員会を開催いたしました。

案件は、令和7年第4回議会定例会の運営等についてであります。

今期定例会におきましては、4名の議員から一般質問の通告がされております。

議案等については、議案4件、報告2件であります。

今期定例会の運営について、お手元に配付の日程表によりご説明申し上げます。

日程第1といたしまして、会議録署名議員の指名を行います。

日程第2といたしまして、会期の決定を行います。会期は協議の結果、本日1日限りといたしました。

日程第3といたしまして、一般質問を行います。

日程第4から日程第7までは、条例の改正、規約の変更、財産の取得、補正予算の4議案について審議をお願いいたします。

採決の方法は、いずれも起立によりお願いいたします。

なお、日程第8、日程第9については、ともに損害賠償額の決定及び和解に関する専決処分についての報告となります。

以上、今期定例会の日程について申し上げます。今期定例会がスムーズに運営されますよう、議員各位並びに執行部の皆様方の格別のご理解とご協力をお願い申し上げ、議会運営委員会からの報告を終わります。

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

次に、厚生文教委員会、田邊明佳委員長から厚生文教常任委員会の調査等に係る取組について報告があります。

厚生文教常任委員長、田邊明佳議員。

○厚生文教常任委員長（田邊明佳君） 厚生文教常任委員会からのご報告を申し上げます。

厚生文教常任委員会の活動として、昨年の第4回定例会において、第9回目までの活動についてご報告申し上げます。このたびは、第10回の活動から主な案件の概要をご報告申し上げます。議員の皆様には、お手元に報告書をお配りしてございますので、ご覧いただきながらお聞きいただきたいと思います。

第8回会議からの懸案事項であった町総合運動公園の指定管理に係る事情聴取を終え、要望書の提出をすることとし、令和7年1月16日開催の令和7年第1回議会臨時会終了後に、町長に対し要望書を提出いたしました。また、視察の実施について協議を行いました。

第12回の会議では、訪問介護報酬の引上げと介護報酬の再改定を早急に求める陳情に係ることについて、委員会へ付託された案件ではございませんが、提出者の説明を受け、令和7年3月3日に開催されました第1回議会定例会において陳情を提出し、採択され、3月10日の定例会最終日に意見書の提出について可決をいただき、意見書を提出いたしました。

第13回の会議では、総合運動公園指定管理者から要望書に対する回答があったことから、その内容の検証と履行状況などを確認するため、決算審査での現地調査の候補とすることを決定いたしました。

第14回の会議では、学校建設を控え、ランチルームでの生徒の生活状況等を視察し、参加委員は給食を取りながら生徒と交流いたしました。

第15回の会議から第17回の会議では、主にこども園の空調設備について、こども園各施設の空調設備等の修繕に係る予算措置の要望書を作成し、令和7年10月8日に町長へ要望書を提出いたしました。

第19回として、10月28日に、一貫教育の先進事例として、群馬県高山村教育委員会への行政視察を行いました。厚生文教常任委員会として事前質問を検討し、山口教育長から丁寧な回答をいただいたところでございます。

第20回として、主に各委員から10月28日の行政視察について意見交換し、一貫教育の知識をさらに深めたいという意見も多くございました。

これまで本委員会としての取組は、主に文教関係の事務事業に関わる調査を実施して参りました。まず、一貫教育と学校建設は将来の学校教育活動に大きく影響するものであること、こども園の運営は、若者定住施策にも影響するものであることと捉え、委員会として、これらの事案に対し、時に議会として議論する事案もあろうかと思いますが、各分野においてさらに充実したサービスが提供されるよう、引き続き調査研究が必要であると総括し、報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

以上で議会関係の報告を終わります。

◎町長挨拶並びに行政報告

○議長（麻生安夫君） ここで町長からご挨拶があります。

田中町長。

○町長（田中憲一君） 皆さん、おはようございます。

令和7年第4回睦沢町議会定例会の招集に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

寒さ厳しき折、今日は少し暖かいです。議会定例会を招集しましたところ、師走のお忙しい時節にもかかわらずご参集をいただき、また、ご審議いただきますことに厚く御礼を申し上げます。議員の皆様におかれましては日頃から町政の運営、住民福祉の向上にご指導、ご理解いただき、重ねて御礼申し上げますところでございます。

早いもので、令和7年も残すところあと20日余りとなりましたが、今年も全国各地で、大規模な災害が数多く発生いたしました。幸いにも本町には大きな被害はございませんでしたが、全国各地の被害に遭われた方々に対しまして、心からお見舞いを申し上げる次第でござ

います。

私といたしましては、防災力の強化ということで、職員共々気を引き締め、出来得る限りの対策を講じながら、引き続き町民皆様の自助、共助の重要性をお訴えし、自分の命を守るための積極的な行動を取る意識と、共に助け合う自主防災組織の意識の醸成に努め、町民誰もが安心して暮らせるまちづくりに注力して参る所存でございますので、議員各位におかれましては、特段のご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、町の恒例行事として、毎年11月3日に行っております農林商工まつりについては45回目を迎えることが出来、今年は第19回むつぎわ観光まつりとの合同による開催となりました。昨年に引き続き、みどりの広場で秋晴れの下、町内外から多くの方の来場をいただき、地元農産物の販売やステージイベントをはじめ、多くの催物も行われ、盛会裏にお祭りを終えることが出来ました。

農林業、商工観光業また地域の発展に対し、功労の栄に浴された皆様には、誠におめでとうございます。そして、準備から当日の運営までご尽力をいただきました関係者の皆様方には、心より御礼を申し上げます。

また、新年1月7日には、新春賀詞交歓会を予定しておりますので、議員の皆様方には、本会へのご出席についても特段のご配慮をお願い申し上げます。

さて、本定例会でご審議いただく案件につきましては、児童福祉法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定、千葉県市町村総合事務組合の規約に関する協議、財産の取得、一般会計補正予算及び損害賠償に係る専決処分の報告が2件でございます。

慎重なるご審議の上、原案どおりご承認賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、行政報告をさせていただきます。

初めに、総務課所管の行政報告であります。

去る10月8日に開催の議会全員協議会においてご協議をいただいた睦沢町立睦沢中学校校舎建設事業基本計画（案）については、同日の午後に開催された区長との意見交換会において計画の内容説明、報告をさせていただいたところであります。

また、10月8日から11月7日までの1か月間、パブリックコメントを行い、町民等の意見を募集いたしました。ご意見をいただいた皆様には、この場をお借りしまして御礼申し上げます。貴重なご意見として参考にさせていただきたいと思っております。

なお、睦沢中学校の教職員で再度基本計画（案）を検討、協議したところ、管理諸室の中で、相談室については、2部屋、2室を1室とし、不登校生徒などが滞在出来る教育支援室

を加えてもらいたいこと、また、校舎内の部室は不必要であるということから、これを計画に反映をいたしたところでございます。なお、総合的な延べ床面積に変更はありません。変更となった部分を修正し、（案）が取れた基本計画を本日お手元に配付させていただいております。

パブリックコメントや一部の修正を経て、基本計画が策定されたことから、中学校校舎建設事業、デザインビルド方式による事業者選定に係る実施方針及び要求水準書（案）を公募による総合評価方式一般競争入札の公告に先立ち、本日午前9時にホームページにおいて公表をしたところでございます。議員の皆様には、公表した内容と同じ資料を机の上に置かせていただきましたので、ご覧をいただきたいと思っております。

また、令和8年第1回議会定例会（3月議会）において、新年度予算が可決されたならば、直ちに、入札公告を含めた正式な要求水準書等の公表をさせていただきます。なお、過日の全員協議会では、令和8年12月議会において契約議決をお願いしたい旨、ご説明をさせていただきましたが、建設業の週休2日制の導入促進などを鑑み、設計及び工事に係る期間を適正に確保するため、当初の予定より3か月前倒ししての9月議会での契約議決をお願いいたしたく、議員各位には特段のご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、企画財政課所管の行政報告であります。

第2期睦沢町まち・ひと・しごと創生総合戦略については、令和3年度を初年度とした5か年にわたる計画で進めて参りました。本年度は計画最終年度に当たりますが、12月2日に開催された睦沢町まち・ひと・しごと創生審議会において、計画の延伸が認められましたのでご報告をいたします。

延伸の期間については1年間で、延伸の理由については、新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動や社会環境が大きく変容したこと、また、デジタル技術の進展による新たな時代の潮流を踏まえた計画とすること、さらには、不安定な国際情勢や物価高騰による地域経済に与える影響に対応するため、より柔軟かつ効果的な施策を検討するための期間を要することから、現計画期間を延伸し、新たな課題を盛り込み、より実効性の高い計画とするものであります。ご理解を賜りたくお願いを申し上げます。

次に、寄附金について申し上げます。

茂原市に所在の関東天然瓦斯開発株式会社様から寄附の申出がありました。町民のためになる事業へ寄附したいという意向であり、町といたしましては、防災力の向上を目指していることから、みどりの広場へのかまどベンチ設置に使いたい旨お願いをしたところ、快くお

受けをいただいたところでございます。地域の企業によるご浄財により、住民福祉の増進が図られておりますことに、心から感謝の意を表するとともに、町民及び議員の皆様方にはご報告を申し上げるところでございます。

なお、寄附金については年が明けてからの納付になりますが、本定例会において補正予算に歳入を計上しておることを申し伝えます。また、歳出予算において、かまどベンチの設置費用を計上させていただきましたので、後ほどご覧いただけますようよろしくお願いします。

そして最後になりますが、福祉課から、国による物価高対応子育て応援手当についての行政報告をさせていただきます。

本件につきましては、国会の閉会日となります12月17日に補正予算が成立する見込みですが、国の予算成立後、直ちに専決処分により一般会計予算に当該経費を追加させていただき、対象者に対し速やかに支給したいと考えますので、何よりも専決処分をさせていただいて、住民の方々へ素早い対応をするべく段取りをしたいと思っておりますので、特段のご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、私からの挨拶並びに行政報告とさせていただきます。本日の定例会、よろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。本日お手元に配付のとおり、町長から議案の送付があり、これを受理しましたので報告いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（麻生安夫君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則の定めにより、議長より指名いたします。3番、松島和子議員、4番、島貫 孝議員を指名いたします。

◎会期決定の件

○議長（麻生安夫君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会で決定のとおり本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(麻生安夫君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

◎一般質問

○議長(麻生安夫君) 日程第3、一般質問を行います。

一般質問については、既に通告がされております。質問者並びに答弁者は、趣旨を整理され簡潔に述べられますようお願いいたします。

また、通告以外の質問には答弁されませんので、ご了承願います。

発言については、1回目を一括質問、一括答弁とし、再質問2回目以降は大項目ごとに一問一答で行います。また、質問の回数については、一括質問、一括答弁の後の一問一答について、質問内容ごとに2回までといたします。

なお、質問並びに答弁ですが、1回目の発言は議員、執行部とも登壇して行うこととし、2回目以降は議員、執行部ともに自席で行ってください。

発言時間は従来どおり60分といたします。

それでは、通告に従い順番に発言を許します。

◇ 三 橋 優 一 君

○議長(麻生安夫君) 最初に2番、三橋優一議員の一般質問を行います。

三橋優一議員。

○2番(三橋優一君) それでは、通告内容に沿って一般質問を行わせていただきます。

防災について。

①として、フェーズフリーという言葉及びその基本的概念は、2014年に提唱され、徐々に広まってきました。身の回りにあるものやサービスなど、日常で使っているものを非常時にも役立てようという考え方で、備えない防災とも呼ばれています。

睦沢町は、防災に力を入れている自治体だと認識していますが、これまでに、町で行ってきたフェーズフリーに該当するような取組を伺うとともに、フェーズフリーに対する町の考え方を伺います。

1回目の質問とさせていただきます。

○議長(麻生安夫君) 田中町長。

○町長（田中憲一君） それでは、三橋優一議員の防災についてのご質問にお答えいたします。

議員も先程おっしゃったとおり、まず、フェーズフリーとは、日常、平常時と、非常時、災害時というフェーズ、段階の区別をなくすという考え方で、特に防災の分野で最近、近年ですね、注目されているものでございます。

従来の防災では、自助としての防災グッズは非常時のために準備しておくもの、共助・公助としての防災用の備蓄品である防災食や防災用のベッド、パーティションなどは、災害が起きたときにだけ使うというように、ふだんは使わないものが多く存在をしています。

しかし、近年のフェーズフリーという考え方では、ふだん使い出来るものや仕組みが災害時にも役立つようにするという発想に変わってきております。具体的には、食品ではふだんも食することが出来、補充しながら非常食にもなるローリングストックや、テントなどはふだんは親子防災キャンプなどのイベント用として活用出来、災害時は避難所での使用が出来るものなどが挙げられます。

議員ご質問のこれまで行ってきたフェーズフリーに該当するような取組としては、みどりの広場があります。この施設はふだんは住民の憩いの場、子どもたちの安全な遊び場として活用しており、非常時には避難場所として活用します。広場内の設備も、ふだんはあずまやとして休息等に使用し、有事の際には雨風を防ぐテントになる防災シェルターや、ふだんはベンチとして休息に使用し、有事の際には炊き出し用のかまどになるかまどベンチがあります。

また、改善センターや学校の体育館などの指定避難場所も、ふだんは住民健診として、また、学校教育の場や社会教育の場として使っています。

さらには、役場駐車場と上市場消防機庫の隣に設置されている耐震性貯水槽も、ふだんは水道管の一部として機能していますが、有事の際には、2箇所合わせますと1日1人当たり3リットルを3日間、72時間で1万6,000人分の飲料水が確保出来ますので、これもローリングストックということになります。

このようなフェーズフリーという考え方は、日常の延長で防災意識を高めることや、防災への心理的、経済的ハードルを下げることなどのメリットがあると考えられております。中には、防災用のベッドや防災用のトイレなどフェーズフリーにすることが難しいものもありますが、最近では、フェーズフリー認証制度により認証された日常時と災害時の両方で役に立つ製品やサービスもありますので、町の考え方としては、フェーズフリーとしてメリットのあるものは今後も取り入れていきたいという考えでございます。

以上、1回目の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（麻生安夫君） 三橋優一議員。

○2番（三橋優一君） これまでの取組方や考え方は理解したところでございます。メリットがあれば、それを取り入れていくということで、非常にありがたいなと思っております。

また、これは多くの方にフェーズフリーということを知ってもらおうとか考えてもらう、自分の出来ることから、範囲から始めてもらうと、そういうことで、町民一人一人の防災意識が高まりまして、自主防災組織にもいい影響が出てくるのかなと思い、また災害に強い町になっていくのかなと考えているところでございます。

町として、今後、どのような形で町民の方々に周知を行っていくのか、そのところを伺いたいと思います。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） ありがとうございます。

ご存じのように、災害発生の初期段階では行政の対応にも限界があり、自助そして共助が何よりも大切になります。

これは事あるごとにお話をさせていただいているところでありますが、町民一人一人の防災意識の高揚、自主防災組織の強化ということでは、今年の7月には、道の駅で町民を対象とした防災講習会を開催いたしましたところでございます。ありがたいことに、受講者48名いらっしゃいました。その際には、道の駅に設置してあるかまどベンチの使用法の習得をさせていただいたところでございます。

また、8月の親子防災キャンプでは、41名が参加していただいて、うち町内は6名でありましたが、家庭にあるビニール袋でご飯を炊く方法や、身近なもので応急手当をする方法などを親子で体験をしていただいたところでございます。このように、フェーズフリーを日常の中で意識していただくには、専門用語として説明するよりも、暮らしに役立つ考え方として伝えるのが効果的だと考えております。

ローリングストックをはじめとするフェーズフリーという考え方は、災害対応の基本である自助、共助として、備えるべきものが多いと考えますので、今後も防災研修会や、広報等を活用して意識の醸成に努めて参りますので、議員におかれましても、町民に対しまして、フェーズフリーの考え方について周知のほうを是非よろしくお願いを申し上げるところでございます。

以上であります。

○議長（麻生安夫君） 三橋優一議員。

○2番（三橋優一君） 周知のほうにつきましても、様々な方向で行っていただけると、また、私たち議員のほうも、是非皆さんにお願いして広めていければなと思うところでございます。

3回目といたしまして、災害時に避難所として使うことの出来る施設として道の駅がありまして、以前の台風災害時にも大変活躍したということは皆さんも承知しているところだと思います。これから始まります中学校の建設につきましても、災害時に活用出来るような設備があると思いますが、その辺を伺いたいと思います。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） ありがとうございます。

せっかくでありますので、防災についての3回目で中学校のことのお話が出ましたので、前回全員協議会のほうでも、課長のほうから少し細かい防災またアプローチ等々お話ありましたけれども、少し話をさせていただきたいと思います。

学校建設が災害時に活用出来る施設になるのかというご質問であります。まず中学校で指定避難場所として指定されているのは、屋内運動場、体育館となっておりますが、指定避難所である中学校体育館を効率よく効果、活用するための設備また施設について、少し細かく申し上げさせていただきます。

まず、体育館までの動線ですが、県道より中学校への正門を越えてからすぐの場所に、ロータリーを設けます。動線が重複しないように、ロータリーを介して出入りが出来ますので、進入してくる車両の重要度を考慮しながら、緊急車両として、避難場所、体育館まで通すのか、既存の校舎跡に設けられる駐車場、45台ここには確保するわけですが、そこに駐車させるのか。また、敷地への進入を遠慮してもらうのかなど、その重要度に応じた仕分を行うことがまずもって出来ます。

また、体育館の裏には、長さ12メートルの大型バスが回れるロータリーを設けることで、物資などを積み込んできた大型の車両でも体育館前に横づけで出来る、そして、ロータリーを返してスムーズに退出することが可能になるという計画でございます。

さらには、複数台の大型車両が進入したときの退避場所として、新校舎のグラウンド側にも中型のバスが回れる大きさのロータリーを設けることになっております。また、車両の通る通路は擦れ違いが出来るように、片側2.5メートル以上として、全幅5メートル以上を確保するように計画をしています。

そのほかに、避難所運営に必要な備蓄品を備えるために、新校舎南側に新たに防災備蓄倉

庫の建築を予定しております。現在の防災倉庫では大きさが不足していることからの新設になるわけでございます。

そして、新校舎完成後にはなりますが、敷地の北側にもう1箇所、学校敷地内に出入口が出来る道路を整備し、既存の町道も一部拡幅を行うことで、災害用車両や避難してくる方の車両の渋滞緩和や、有事の際の逃げ道の確保と、新たな道路に接続する駐車スペースの整備についても検討をしたいと考えております。

また、頻発する自然災害への対応として、町民の安全・安心を守る避難所としての利用等も想定する中で、これは避難所となっている体育館が夏場などの季節や気候等によって、避難所として使用することで、熱中症や感染症などの二次災害のリスクとなる場合には、緊急避難的に校舎の一部を避難施設として利用する場合などを想定するものですが、その利用における配慮を踏まえた計画とするとともに、ライフラインとなるインフラのバックアップを行うものであります。

インフラのバックアップのための導入設備については、停電時の電気の供給を可能にするため、電源車等に接続出来る設備の設置や、新校舎屋上への太陽光発電設備の設置などを行います。太陽光発電設備は日常使いもしますので、まさにフェーズフリーと言えるのではないかなと考えております。

なお、蓄電設備については、事業費も大きくなりますので、新校舎完成後に、別途何かしらの補助事業等を活用して整備することも検討事項とさせていただきます。

ただし、校舎を活用する場合には、学校は教育の場であることから、避難所と教育活動の場としての調整が必要となります。避難所として校舎を利用する避難住民と、学校現場での混乱を避けるために、学校の教育活動再開については、避難所運営組織、一般的にはこれ自主防災組織の連合体となりますが、その自主防災組織を通じた避難住民の協力が必要であることを想定内にしておりますので、申し添えるところでございます。

何よりも、中学校も避難所としては非常に重要な場所でありますので、そこら辺も計画した中で、学校建設を図っているということでご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、3回目の答弁とさせていただきます。

○議長（麻生安夫君） これで、2番、三橋優一議員の一般質問を終わります。

◇ 島 貫 孝 君

○議長（麻生安夫君） 次に4番、島貫 孝議員の発言を許します。

島貫 孝議員。

○4番（島貫 孝君） それでは、通告に従って質問いたします。

私からは2点、クラウド型ふるさと納税についてとマイナ保険証について伺います。

まず、クラウドファンディング型ふるさと納税について検討していると思うが、具体的な事業、目標金額など、どのような内容を検討しているのか伺います。

マイナ保険証について。

先週あたりからニュースでも取り上げられていますが、従来の保険証の発行停止から1年がたち、その有効期限が先日12月1日に切れたと認識しています。現在のマイナ保険証の普及率、利用率、トラブルについて伺います。

もう1点、後期高齢者医療制度の被保険者には、暫定的に2026年7月末まで資格確認書が交付されますが、その後の扱いはどうなるのか伺います。

以上です。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） それでは、島貫 孝議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目のクラウドファンディング型ふるさと納税について、具体的な事業、目標金額などのどのような内容を検討しているかについてであります。さきの9月議会での久我議員の一般質問の中で、今後の検討としていたクラウドファンディング型ふるさと納税であります。現在、担当課内で本制度に係る要綱及び実施要領の作成を進めているところでございます。

その中では、対象事業としては、環境保全に関わる事業、教育・文化及びスポーツの振興に関わる事業、少子化対策及び子育て支援に関わる事業、福祉の増進に関わる事業、産業及び観光振興に関わる事業、地域づくりや地域コミュニティの醸成に関わる事業などを対象として実施したいと考えているところでございます。また、目標金額については、事務負担等の軽減のため、最低金額の設定をしようと考えております。その額については、50万円程度で検討している段階であります。

貴重な財源を得る機会となり得ますので、対象となり得る事業があれば積極的に実施して参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、2、マイナ保険証についてですが、町民が安心して医療機関等を受診することが出来るよう取り組んでいるところでございますので、まずもってご理解を賜りますようお願いいたします。

議員からご質問のありましたマイナ保険証に関する現在の足元の状況についてであります
が、担当課長より答弁をさせますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（麻生安夫君） 小高健康保険課長。

○健康保険課長（小高俊一君） それでは、命によりお答えいたします。

従来の健康保険組合や共済組合等の保険証は、2025年12月1日まで使用可能でした。

なお、国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入されている方の多くは、保険証の有効期限が2025年7月末までとなっていました。

1点目の、現在のマイナ保険証の普及率、利用率、トラブルについて伺うについてですが、本町における令和7年9月末現在の国民健康保険及び後期高齢者医療のマイナンバーカードとの健康保険情報のひもづけ率は、国民健康保険、後期高齢者医療ともに被保険者の7割強となっています。

次に、マイナ保険証の利用率ですが、国民健康保険は55%、後期高齢者医療は25%で、月を追うごとに利用件数及び利用率は増えています。

なお、マイナンバーカードと健康保険情報のひもづけの解除をした方は、国民健康保険は9人、後期高齢者は4人で、マイナ保険証を保有しており資格確認書を交付した方は、国民健康保険で46人となっています。

また、医療機関等の窓口で、マイナ保険証を読み取れないことでオンラインによる資格確認が出来ないといった場合については、設置機器の不具合により起きることが多く、再度読み込むことで資格確認することが出来ますが、医療保険者から被保険者情報が正確に登録出来ていないことで、資格や負担割合を確認出来ない場合もありますので、被保険者がマイナ保険証を利用して、安心して確実に保険診療が受けることが出来るよう、遅滞なく、そして誤りがないように事務処理して参ります。

2点目の、後期高齢者については、ITに不慣れな理由でマイナ保険証への移行に一定の期間を要すると考えられ、75歳到達や転居に伴う後期高齢者医療への加入に際し、資格取得届の提出が省略されることで、被保険者が十分認識のないまま保険証が失効し、マイナ保険証のみになる場合が考えられることから、暫定的に、2026年7月末まで資格確認書が交付されることになりました。

次に、その後の取扱いはどうなるか伺うについてですが、この取扱いは、マイナ保険証を基本とする仕組みへの円滑な移行に向けた暫定的な運用となり、資格確認書は被保険者が電子資格確認を受けることが出来ない状況にあるときに交付することとされておりますので、

現段階では、令和8年8月以降は後期高齢者全員に資格確認書を交付する状況にならないと考えています。

なお、後期高齢者は、令和8年7月末までの間、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、資格確認書を全員交付していることから、マイナ保険証の利用率が低くなっていますので、マイナ保険証を利用することで、医師から正確な情報に基づいた総合的な診断を受けることが出来、自己負担が高額となる場合でも、限度額適用認定証の書類申請の手続をする必要がなくなる等の利用するメリットがありますので、マイナ保険証の利用促進を図って参ります。

また、後期高齢者の中には、福祉施設に入所や医療施設に入院の方や、介助者が同行する必要がある方など、マイナ保険証での受診が困難な要配慮者には、申請により資格確認書を交付出来ますので、被保険者が安心して医療機関を受診出来るように、町広報紙や町ホームページを活用して制度の周知を図って参りますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（麻生安夫君） クラウドファンディング型、2回目。

島貫 孝議員。

○4番（島貫 孝君） それでは、一つ目のクラウドファンディング型について伺います。

どのような事業を対象にするのかという説明ありがとうございました。この事業の決め方というのは、例えば、各課から上がってきたものを精査するのか、もしくは、町民からこのようなことをやりたい、なので協力していただきたいなどという声上がる場合も、この制度の仕組みの中として、クラウドファンディングという一般的な物の考え方としては一致すると思うんですが、そのあたりというのはどう考えているのでしょうか。

最低限50万円からということで、金額的には妥当かなと思います。いきなり、例えば1,000万円、1億円という事業を出したとして成功するとはなかなか思えないので、その辺についても妥当かなと思うんですが、まず、その事業の決め方についてはどのような形を検討しているのか伺います。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） ありがとうございます。まさに担当課で制度を今、作成を進めているところでありますので、この件については、担当課のほうからお答えさせていただきたいと思えます。

○議長（麻生安夫君） 石井企画財政課長。

○企画財政課長（石井威夫君） 命によりましてお答えさせていただきます。

町民の持込みの企画のほうということでございますけれども、企画の趣旨にもよりますけれども、まず、事業を所管する担当課において、これが事業として実施することが出来るのかというところを判断していただこうかなと考えております。その上で、庁内で検討しまして決定するというプロセスのほうを今、考えてございます。

また、決定に当たっては、事業の対象の要件に合致して、かつ町外の大勢の方から共感される事業であることが必要であるとともに、寄附を頂いて実施するものでございますので、当然のことながら、実施の可能性というか実現可能性といったものも考慮する必要があると考えてございます。

制度を変え、構築している段階でございますので、確定的なことは申し上げられませんが、町にとってプラスとなる、今、ふるさと納税のほう非常に厳しい状態となつてございますので、住民福祉の向上につながる事業の実施について、それについては排除するものではありませんので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（麻生安夫君） 島貫 孝議員。

○4番（島貫 孝君） 町民の声も検討するという事で伺います。

何の事業をやるにせよ、クラウド型ふるさと納税、返礼品は考えていないということなので、今までのふるさと納税とはまた違った予算の使い方が出来ると認識しています。成功するために、PRというのが今までのふるさと納税より、より必要になってくると思うんですが、今のふるさと納税のサイトの中にそのクラファンのもが載るのか、もしくは、これも検討中だとは思いますが、クラウドファンディング専門のサイトというものがあると存在すると思うんですが、各種利用料、手数料等あると思うんですが、その辺の検討も進めているのでしょうか。

○議長（麻生安夫君） 石井企画財政課長。

○企画財政課長（石井威夫君） これも企画の内容といたしますか、それにもよってしまうんですが、ふるさと納税のサイトのほうを使いますと、そこにインセンティブというか、利用料を取られてしまいますので、恐らく10%位取られてしまいますので、そのようなものが必要ない、例えば、町のホームページで載せただけでもお金がたくさん集まるんだという事業に関しては、町のホームページ上でやっていきたいと考えますし、もうちょっと広く知らしめたほうが効果があると考えられる場合には、色々なポータルサイトのほうの利用を今、考えてございます。

以上でございます。

○議長（麻生安夫君） 島貫 孝議員。

○4番（島貫 孝君） 広く周知出来ればいいと思います。

それでは、マイナ保険証のほうについて移らせていただきたいと思います。

やはり後期高齢者の方の利用率低いままだと思います。今の説明ですと、マイナ保険証を登録していて、実際には資格確認書で通院なさっている方というのが多くなんだと思います。その方につきまして、新たに自動的に送付されなくなるという話だと、やはり混乱が生じるのかなという気はします。

そのあたりについて、新しく交付しないということですが、申請があれば、今までどおり国保と同じような形でマイナ保険証と資格確認書を両方持つことというのは可能なんでしょうか。それとも、利用登録を停止しないと資格確認書は交付されないのか。要配慮者を除いて一般的な後期高齢者についてのほうに伺います。

○議長（麻生安夫君） 小高健康保険課長。

○健康保険課長（小高俊一君） ただいま議員のほうからお話があったとおり、令和8年7月末をもって、後期高齢者全員に資格確認書を交付することは、今現在考えられておりません。

そういった中で、先程も話しさせていただいたんですけれども、申請により資格確認書を交付出来ますので、もし、マイナ保険証を持っていても資格確認書が必要だよ、医療機関によっては、やはり資格確認書に、入院費が高額になった場合に、限度額の区分が表示されますのでそれを持ってきてくださいという医療機関もありますので、申請により資格確認書を交付しますので、そちらの際は、町の窓口に来て申請を行うこととなりますので、それこそ保険証の切替え時期、7月末で切替えになりますので、広報紙やホームページを活用して周知のほうを図って参りますので、ご理解いただければと思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（麻生安夫君） 島貫 孝議員。

○4番（島貫 孝君） やはりその周知というのが一番難しいと思ひますし、医療機関側からしたら、確認する手間というのはマイナンバーカードのほうで、通常に使えた場合は恐らく楽なんだと思ひます。スムーズに出来るんだと思ひます。慣れてしまえば使いやすいものなので、周知・普及については今後も進めていただきたいと思ひます。

もう1点、以前も質問したんですが、マイナ保険証と医療助成ですね、ひとり親、子どもの医療助成について、連携というのが令和8年度以降進むと回答いただいたんですが、その

後の進捗状況というのはどのようなものでしょうか、伺います。

○議長（麻生安夫君） 麻生福祉課長。

○福祉課長（麻生喜久夫君） 命によりお答えさせていただきます。

現在の紙の受給券を発行しております子ども医療費助成、そしてひとり親医療費助成等の受給資格のマイナ保険証の連携の、今後の見通しも含めてお話をさせていただきたいと思えます。

子ども医療費助成、ひとり親医療費助成における、令和8年3月以降に開始されます受給資格の情報連携につきましては、本年度に、システム改修及び初回情報連携を行うということとされております。

本町におきましては、既にシステム改修に取りかかっており、12月28日までにPMH、パブリックメディカルハブということで、自治体と医療機関等をつなぐ情報連携システムの利用登録申請を行うということとなっております。また、令和8年3月末までに初回データの連携を行うということとされております。

医療機関からの情報連携開始時期につきましてはまだ明示されておきませんが、連携が本格稼働となった場合は、PMHに本町の医療費助成の受給資格情報を置くことによって、医療機関がその情報を検索し受給資格が確認出来た場合は、紙の受給券がなくても医療機関での窓口負担が軽減されるということとなっております。

今後、国からの情報などを確認し、適宜適切に周知であったり、対応のほうをして参りたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（麻生安夫君） これで、4番、島貫 孝議員の一般質問を終わります。

◇ 松 島 和 子 君

○議長（麻生安夫君） 次に、3番、松島和子議員の発言を許します。

松島和子議員。

○3番（松島和子君） 私は、日本共産党と町民を代表して、通告に従い、次の3点について質問させていただきます。

まず、1点目は、保護者の育児休業取得に伴うきょうだい児の対応について伺います。

昨年、2024年の出生数は全国で72万988人、外国の方を除くと68万6,061人で、統計開始以降70万人を割り込みました。睦沢町においては18名ということでした。また、今年1月から

9月までの出生数は、前年度比2.8%減の52万5,064人でした。物価高騰による経済や将来に対する不安などが、出産や子育てをためらわせているという指摘もあります。そう考えますと、これからますます両親共稼ぎという家庭も増えていくことでしょう。

今年度、町においては、色々な形で保育士確保に努めていただき、希望しない待機児や管外保育児はいなくなったと聞いています。大変喜ばしいことだと思います。

そんな中、子育て中のお母さん、お父さんたちから、下の子が生まれたので育休を取ったところ、保育に欠けるという要件が当たらないということで、上の子もこども園に行けなくなってしまって困っている。子ども2人を抱えて家で過ごすのは大変という声が聞かれました。私も自分の子どもが小さい頃を思い出しました。どちらかが寝たと思えばどちらかが騒ぎ出し、少しも体が休まらない、何も出来ない。赤ちゃんをおんぶして出かければ、上の子はだっこ、だっこせがみ、前に後ろに本当に大変でした。

今、睦沢町では若者住宅を造り、若者世帯を呼び込んでいます。睦沢町にゆかりのない方々も入ってきています。そのため、頼れる親戚や知り合いもなく、大変心細く思っている方に対して、安心して子育て出来るような支援や環境づくりは、とても大切だと思います。

内閣府の定めている保育の必要性10項目の中に、育休中という事項が入っています。そこでは、育児休業取得時に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であることと明記されています。近隣の茂原市では、その期間は短時間保育とはなるものの、手続をすれば継続利用は可能としています。全国的にも下のお子さんが1歳半になるまでは、上の子は保育を利用出来るという自治体も増えてきています。保育園を利用出来ない方には、一時保育やベビーシッターを利用する助成金を出している自治体もあります。

乳幼児対象の施設がこども園一つしかない睦沢町において、町では現在どのような対応を取っていますか、伺いたいと思います。

2点目は、睦沢町における終活支援について伺います。

睦沢町は、令和6年4月1日現在、高齢化率が42.1%、県内11位で、65歳以上の方は2,771名、町は、上市場ニュータウン、榊団地、大上団地、中央団地などを造り、町外からの移住を促進してきました。その方たちも高齢化して日々の生活をお一人で、あるいはご夫婦だけで過ごされている方も増えてきました。

私も、今まで家族をみてきたけれども、独り暮らしになってしまい、自分のときはどうなるのかとても不安に感じるとか、子どもがいないし、今後独りになったらと思うと心配だとか、終活のことが気になるけれども誰に聞けばいいのか分からないという声を伺うこと

が増えてきました。

今、終活の対応を行っている自治体も増えてきています。神奈川県横須賀市や埼玉県入間市などでは、生前に協力葬儀社と契約を支援し、市が契約の履行を見届けるというエンディングプラン・サポート事業を行っています。豊島区では、終活情報登録事業を実施し、万が一のときは区が関係機関と連携し、本人の希望に沿った対応を行うとしているそうです。近隣でも、茂原市や山武市は終活便利帳を配布したり、東金市は高齢者向けの生活支援ガイドを発行したりしているそうです。

人生の最終章を迎え、安心して相談出来る場所があるというだけで、不安は軽くなると思います。終活準備は、よりよく安心して暮らしていくこととつながっていくのではないのでしょうか。現在町では、睦沢町で暮らしてよかったと感じていただけるような終活を含めた相談や対応をどのように行っているのか、お伺いしたいと思います。

3点目は、住民の生の声を町政に反映させるための方策についてお伺いします。

まちを活性化させるためには、まず、住民の生の声を聞くこと、そしてそれを町政に反映させることが大切だと考えます。今回、議会だより編集委員会で、住民の声を聞いて議会だよりに載せようということになり、農林商工まつりアンドむつざわ観光まつりで住民の皆さんに声を聞きに行ってきました。皆さん色々な意見を聞かせてくれました。小学生、中学生の皆さんも、私たちが気づけなかったことや、なるほどという意見をたくさん出してくれました。

確かに、町長は、申し込めば時間が空いているときはいつでも快く対応してくれます。区長さんを通じて声を聞いたり、各委員会を通じて町民の声を聞くようにしてくださっています。私たち議員も、もちろん町民の声を届けるよう努力もさせていただいています。しかし、町民からは、もっと生の声を聞いてほしい、私たちの声が届いていない、そんな気がするということをよく言われます。町は、これらの町民の声やご意見をどのように考えますか、お伺いしたいと思います。

よろしくお願いたします。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） それでは、松島和子議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目、育児休業取得に伴うきょうだい児の対応について。

保護者が育児休業を取った場合、こども園での保育が継続してもらえなくなって困っているという声が聞かれる。町の対応はどうなっているのかを伺うについてお答えいたします。

子ども・子育て支援法において、保護者が育児休業を取得することになった場合、育児休業開始前に、既に保育所等を利用していた子どもについては、保護者の希望や地域における保育の実情を踏まえた上で、次年度に小学校入学を控えるなど、子どもの発達上環境の変化に留意する必要がある場合などにより、市町村が児童福祉の観点から必要と認められるときは、保育の必要性に関わる事由に該当するものとして、継続して利用を可能とすることとされています。

また、国の通知においても、育児休業開始前に認定こども園を利用していた2号認定子どもについては、当該認定こども園の1号認定子どもに関わる利用定員に空きがある場合は、教育標準時間認定へ変更したとしても、当該認定こども園を継続して利用することが可能であるため、そのような取扱いとすることも考えられるとしています。

また、継続利用の必要性が認められなく、いったん、こども園等を退園し、育児休業からの復帰に伴い、再度こども園等を利用することを希望する場合は、優先利用の枠組みの中で対応することとされています。

本町における育児休業中の保育の継続利用の認定につきましては、現在のところ、3歳以上のお子さんについては、国の通知のとおり、2号認定から1号認定に認定替えをし、継続利用としているところであります。3歳未満のお子さんについては、保護者の健康状態など、特別な事由がある場合を除き、退園していただいておりますので、国の通知の後段のとおり、育児休業からの復帰後は、優先利用の枠組みとさせていただきます。

昨年度、睦沢こども園では、保育教諭などの人材不足により、保育を給付することが難しく、管外委託などを行いながら保育を実施するという事態となりました。本年度につきましては、保育教諭の派遣などを利用し、教育・保育を必要とする子どもの受入れを可能としたところでありますが、こども園の保育時間は、朝7時半から夜7時までと長時間となっており、職員の就業時間7時間45分を大きく上回っているため、シフト制による勤務により体制を維持しているところでございます。

3歳未満のお子さんの継続利用の認定については、これまで睦沢こども園を利用しており、引き続き利用することが必要であると認められる場合において受入れ可能と出来るよう、睦沢こども園の保育体制の維持や、来年度開始される新たな制度の対応を踏まえて、検討並びに協議を行って参ります。

次に、2点目であり、睦沢町の終活支援についてのご質問にお答えをいたします。

終活とは、人生の終わりに向けて自身の希望を整理し、様々な準備を行う活動として、主

に自分の遺産相続、遺品整理の手続に関する情報、医療・介護に関する意思表示、自分の人生感や半生をつづるなど、自分の希望や思いを伝える重要なツールとして、遺言書とは異なり法的拘束力ありませんが、エンディングノートの活用があります。その目的は、残された家族の負担を減らすだけでなく、自身の人生をより豊かに生きるための前向きな取組でもあるとされています。

ご質問の、町ではどのような対応を取っているのかについては、これまでに、本町と包括連携協定を締結した保険会社のご協力により、エンディングノートセミナーの開催や、町福祉協議会との連携による終活支援などを目的とした住まいのエンディングノートを配布し、住まいやご自身の将来のことを考えるきっかけづくりの場も提供しております。

また、福祉課の窓口で、希望された方に方々にエンディングノートをお配りしているところでございます。さらには、本年度町内にお住まいの方を対象に、終活セミナーとして、エンディングノートの書き方や自筆証書遺言書保管制度について学ぶ講座を開催いたします。終活の一環となるエンディングノートは、自分自身に何かあったときに備えて、ご家族が様々な判断や手続を進める際に必要な情報を残すノートとなり、また、生活の備忘録として、そして、これまでの人生を振り返り、これからの人生を考えるきっかけづくりとなりますので、引き続き終活についての周知・啓発を図っていきたいと考えております。

続きまして、3点目、町民の声を町政に反映させるための方策についてのご質問ですが、町民の皆様の声を的確に把握し、町政に反映させていくことは、まちを活性化させていく上で大変重要であると認識しているところでございます。

そして、私が町長に就任してから、町民の声を町政に反映するための取組として、各区の代表である区長さんとの意見交換会を毎年開催しており、地域の課題や要望を直接伺う機会を設けております。区長さんは、地域の状況を日常的に把握されており、住民の声を集約出来る立場にあることから、町政に反映すべき意見を把握する上で重要な役割を担っております。

私が町長に就任する以前には、地区懇談会という形で、前任の町長さんが、各区の集会施設に伺い、区民個々のご意見を聞いて、個々の要望等に対しその場で回答していましたが、区の総意とは異なる要望への回答も出されることが見られ、区長さんが大変苦慮したということを知っていましたので、私が町長に就任してからは、これを廃止して、ふだん区の意見を真摯に、また、365日対応している区長さんの意見をまずもって聞くことが必要であろうということで、区長さんとの意見交換会を毎年実施しているものであります。

これは、先程議員おっしゃっていたとおり、町民の代表者である議員さんにおかれましては、町民の意見を収集し町政へ反映するという点では同様な役割があると思いますので、11月3日に取組をしていただいたことに関しては、敬意を表するものでございます。ありがとうございます。

町民の日常のご意見の受付については、担当課の窓口や電話によるもの、また、ホームページ等でのお問合せフォームや電子メールなどにより、意見を随時受け付けているところでございます。いただいたご意見については、担当課において内容を精査して、必要な対応や回答を行っているところでございます。その際には、私も町民のご意見やその回答に目を通して、一つ一つ決裁をしているところでございます。

ただし、町民の皆様からいただいたご意見については、全てをそのまま実現出来るわけではありません。法令や財政状況、多様な町民の皆様の公平性、施策間の整合性などを総合的に勘案し、施策化の可否や優先度を判断しているところであります。

いただいたご意見等に関しては、可能な範囲で改善や工夫につなげるよう努めて参りますので、ご理解を賜りますよう、お願いを申し上げます。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

○議長（麻生安夫君） 松島和子議員。

○3番（松島和子君） 3歳以上のお子さんについて配慮した対応を取っていただいたり、復帰したときには優先していただけるということで、その点については大変よかったなというふうに思います。転居してきた方に対しても、保育の継続という観点から、継続して使えるようにしている自治体もあるようです。未満児さんや他市町村で保育を受けてきた方に対しても、保育の継続という観点で、さらなる努力をお願いしたいと思います。

それでは、2回目の質問です。

育児休業取得に伴うきょうだいということでは、家庭で子育てをしている方々が安心してご家庭で過ごせるというような配慮も必要だと思います。雨の日や暑い日にも居場所になるような場所が常時確保することが出来ないかということについて、2点目ではお伺いしたいと思います。

町の保育の継続が出来なかった方、育休を延長してご家庭でお子さんを見ている方から、今年の夏は本当に暑い夏で、上の子は外に出たい、出たいというけれども、赤ちゃんを抱えて一緒には出られなくて、家でずっと過ごしていて本当に大変だった。室内で遊べる場所があったら行けるのにという声が聞かれました。

また、ご実家に帰った方から、うちの町では睦沢町と同じ位の規模だけれども、週に三、四回部屋を開放してくれて、いつ誰が行ってもいいような場所があった。そこには同級生のお母さんとかがいてくれて、心配なこととかお話なんかも聞いてくれて本当にほっとした。睦沢町にもそういうところがあったらいいのにとというような話もお聞きしました。

睦沢町においても、前回質問したときからこども園はじめ、皆さんのお力添えで園庭開放とかわくわく広場が再開したり、子育てサークルの方々が事前に予約をすればお部屋をただで貸してくれるようになったりとか、また、社会福祉協議会においても、共同募金の限られたお金を使ってなので2回位しか出来ないんだけれどもということで、のびのび子育てサークルみたいなのを開いてくださったりと、一歩も二歩も前進してきているのではないかとこのうふうに私は思っています。

でも、お母さんのほうから、日にちが決まっていると、子どもって突然熱出したり具合悪くなったりするから、本当にそういうのにも参加出来ないことがあるんだ、常時開いているよっていえば、今日機嫌がいいからとか、今日行けるということはあるから、常に開いているということが私たちの安心につながるんだと言われて、私も大分年取って、子育てのお母さんの気持ちが分からなくなってきたな、いいことを教えてもらったなというふうに思ったんですけれども、本当に、常時行けるような室内の場所というのを用意するということは、本当に大事なんじゃないかなというふうに思いました。

是非、いろんな課、また横のつながりを大事にして、そんな場所が出来ないかということを考えて、確保に取り組んでいただきたいと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） ありがとうございます。細かな足元については担当課長から答弁させていただきますが、先程の町民の声というところもありましたけれども、議員のところにもそういった相談があったときに、我が町はこうやって意見を聞いて、ほかの町よりこの部分はいいんだよというところも少し周知をしていただけると、とてもありがたいなと思いますので、是非ともよろしくお願いします。

担当課から答弁させていただきます。

○議長（麻生安夫君） 麻生福祉課長。

○福祉課長（麻生喜久夫君） それでは、命によりお答えさせていただきたいと思います。

まず、親子での室内における居場所ということで、現在取り組んでいる内容についても少し触れさせていただきたいと思います。

親子での居場所につきましては、公的な機関で実施する事業といたしまして、議員先程申し上げておりましたが、睦沢こども園で毎週水曜日に実施しております子育て支援事業の園庭開放やわくわく広場、また、各種講習会など。あわせて、農村環境改善センターで実施しております、母子保健事業の妊婦・産婦向けの女性の健康ヨガ教室や乳児相談、また、離乳食教室や親子ふれあい教室などがございます。各種事業では、同じ学年のお子さんとその親御さんたちの交流はもちろんのこと、月齢の異なるお子さんとその親御さんたちの交流が図られているというところです。

また、町では、子育てサークル活動を応援する事業に取り組んでおります。町の各種施設の利用料の支援であったり、子育てサークル支援補助金を交付しております。また、社会福祉協議会でもそういった子育て支援のほうをしております、以前は、それこそ毎週月曜日に部屋の開放ということでやっていたときはありますけれども、利用者の利用の希望等もあって、現在は、施設を予約していただければ利用出来るというような体制は、常時整えているというところがございます。

今後も、この公的事业に加えて、民間による子育て支援の事業に取組の支援を行っていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（麻生安夫君） 松島和子議員。

○3番（松島和子君） 分かりました。また本当にどこかいい部屋があったら、是非、対応をお願いしたいと思います。

子どもの遊び場というところでは、町内に幾つかの児童遊園があります。聞いたところ、地元の自治体が管理しているということでした。草刈り等を各区で行ってくださっているようですけれども、色々見て回りましたら、もう木の椅子が朽ちているところとか、そんなところも見受けられました。

みどりの広場が出来て、広い公園で楽しい遊具もあるということ自体は大変素晴らしいなというふうに思いますけれども、お父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃんと手をつないで歩ける範囲で公園があるということも、子どもにとってはとても環境上いいことではないかなというふうに思います。

地区任せにすると、出来る地区、出来ない地区もあるかと思しますので、公園は、誰もが使える大切な町の財産というふうに考えると、修繕、そこら辺のお年寄りが来ても座れるような椅子の修繕とか、買換えに対して町として補助を出してもいいのではないかというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（麻生安夫君） 大塚建設課長。

○建設課長（大塚晃司君） 私から、各自治会等にある公園遊具の修繕、買換え等について、現状をお答えさせていただきます。

町内の各自治会等に設置されている遊具等は、かつて町が児童遊園として整備、管理してきたものです。しかし、全国的において遊具に起因する重大な事故の発生を受け、国では遊具の安全確保に関する指針が策定され、日常点検や定期点検に関する事項が明記されました。そのため、町が全ての遊具を一括して維持管理していくことは難しくなり、地元で管理していただけるものについては地元に移管し、それ以外のものについては撤去した経緯がございます。そのようなことから、現在設置されている遊具については、地元により維持管理されているものであることをご理解いただきたいと存じます。

議員がおっしゃるとおり、身近に歩いていける公園があることは理想的であるとは思いますが、今ある資源を最大限に活用していただきたく、みどりの広場を積極的にご利用いただければと思います。ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（麻生安夫君） 石井企画財政課長。

○企画財政課長（石井威夫君） 補助金という話がありましたけれども、コミュニティ助成事業等を使うことが出来れば、そちらのほうを使っていたきたいと考えております。ちょっとどれ位各地区でその遊具のほうを持っているか、こちらで把握しておりませんことから、ちょっと対象の区にお勧めすることちょっと今は出来ないんですけれども、その辺もちょっと申請の時期になりましたら調べてみまして、使えればそちらのほう活用して参りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（麻生安夫君） 松島議員に申し上げますけれども、2回目、3回目の質問ですね、少し端的にお願いいたします。

松島和子議員。

○3番（松島和子君） 時間内でやらせていただきたいと思います。

終活支援についての2回目の質問です。

エンディングノートの講習会というのは大変タイムリーな企画だと思います。皆さんに私も宣伝していきたいなというふうに思います。

終活は、医療、介護、相続、見守り、住まい、葬儀など本当に広い分野に及びます。しかし、今の仕組みだと、なかなか相談が分散して、どこに相談に行けばいいのか、何から手を

つけばいいのかと迷われる方も多いのではないかと思います。包括支援センターはいろんな話を聞いていただけますけれども、日々、介護予防とか相談、見守りで忙しく、終活までゆっくり相談出来るという状況にはないのではないかと思います。

終活も含めた生活全般の支援を、町としてどのように進めていくのか。あと、ワンストップでそこに相談に行けばいいというようなことも必要になってくると思うんですけれども、そのことについてはどんなお考えがあるか、お聞きしたいと思います。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） まずもって、先程申し上げました、本年度に実施する終活セミナーについては、千葉県の行政書士会や千葉地方法務局のご協力により、年明け、令和8年1月30日に開催を予定しているところでございます。その周知方法については、広報1月号への掲載、防災行政無線、そして、各種事業への参加していただいている方などへ、その取組を周知していきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

また、日常的な相談窓口としてのご質問であります。福祉課では、高齢者や障害児・者、子育て等、それぞれの世代が抱える生活上の困り事や心配事など、どこに相談したらよいか分からない場合などの相談を受けております。

その中で、高齢者の相談窓口、総合窓口となる地域包括支援センターでは、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けることを支える拠点として、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職がチームとなって支援をしているところでございます。まさにワンストップということになるのかなと思っております。

また、包括支援センターだけでは解決出来ない相談については、関係機関、例えば、終活、エンディングノートに関することであれば、千葉県行政書士会におつなぎするなど、高齢者の不安が少しでも解消出来るよう支援して参りたいと考えておりますので、ご理解を賜るとともに、ご協力もお願い出来たらと思います。

以上であります。

○議長（麻生安夫君） 松島和子議員。

○3番（松島和子君） 有効にいろんな機関を活用していくというのは、本当に大事かと思えます。その一つとして、社協との連携というのも、また大事じゃないかなというふうに思えます。社協は、地域に根差した活動を行い、生活相談とか見守り、高齢者支援、ボランティア育成と幅広く関わってくださっています。終活や独り暮らしの高齢者支援につきましても、住民に最も近い立場で関わってくれているのではないかと思います。

しかし、職員体制には限りがあると思いますので、明確な役割分担というのも必要だと思います。町には、終活も含めた相談体制づくりに、社協と共に進めていくお考えはあるかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） 1回目の答弁でもお話をさせていただいており、もう既に町社会福祉協議会との連携によって、そこら辺は進めておりますので、これからも十分連携を取って進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（麻生安夫君） 松島和子議員。

○3番（松島和子君） ありがとうございます。

次に、町民の声を町政に反映させるというところでは、近隣の市町村では、町民の声を直接聞くために色々な工夫をしています。長生村では、村長へのご意見箱を公共施設5箇所に設置しているそうです。白子町でも、役場正面の目立つところにご意見箱を置いて町長への手紙を書いてもらい、住所の書いてある方に対しては、しっかり返事を出しているそうです。茂原市では、市長への手紙はもちろん、市長と語る会も行っているということです。一宮町では、町長室開放日をつくって、直接町長と話す機会を持っているそうです。

睦沢町においても町長は大変人気があります。いろんな行事をやるときは町長を是非呼びたいというふうにおっしゃるところがいっぱいあって、引っ張りだこではないかと思いますけれども、気がついたときに、意見をまとめてというふうに言いますが、いろんなことを生活の中でぱっと気づくときがあって、それがまた町政を進める上でいいヒントになることもいっぱいあると思いますので、その気づいたときに思いを書いてすぐに出せるというような、そういうような工夫というのを、是非、ご意見箱みたいなものを用意してやるつもりはないかということと、あと、先程言ったように、町長は大変人気があるので、町長に直接聞いてもらいたいという方もたくさんいるかと思いますが、是非、語る会とか、日時を決めてこの日なら空いていますよみたいな、呼びかけるつもりとかいうのはないかということをお聞きしたいと思います。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） 一部の自治体において、首長への手紙、先程言ったとおり目安箱、町長室の開放であったりとかということは、有効な手段だとは考えております。この町の大きさで、私自身色々なところのイベントに参加させていただいて、昨日もあるイベントに行っ

て直接声を聞いて、運動会に行けば保護者の方から色々意見を聞いて、そして、本当にシニアクラブに行けば色々ご意見聞いて、子育ての場面に行けば聞いてということをやっている、自分でも出来る限りの会には参加をして意見を徴しているというふうに感じています。聞いてどうなっているんだということを担当課とまた協議をして、担当課のほうからそうやって不安に思われている方がいるからお返しするよということをやっています。

6,500人の自治体の規模で、改めてそこを集めてやる必要性があるかな。確かに声の行き届かない、伝え切れない住民の方はいるやもしれません。しかしながら、役場の職員に直接触れる場もありますし、議員の方々と意見を交わす場もあって、であれば、そこで集めて形式的なことをやるのが、果たして意見を集めるためのものになるのかなど、であるので、僕は先程も答弁したとおり、ふだん地元の細かいことを一つ一つ見ていただいている区長さんの意見をしっかりと、まずもって受けることが大事だろうというふうに思っていますので、各自治体でやられている目安箱だったりとかということが、必ず、それは否定するものではなくて、この町の在り方としては、いつでも見られる、同じ目線にいる住民の方との対話に関して、あえてそれをセッティングしなくても僕は出来ているというふうに、感じるころでありますので、もし議員のところになかなか直接伝えることが出来ないんだよというようなご意見があったら、僕は時間があれば足運びますし、意見交換もしますので、そういったほうがかえって何かいいような気がするんですね。

今日は何区に行くので何区の区の役員さん、出来れば集めて、意見を聞く場として設定しましたと形式的にやるよりも、この町の環境の中での在り方というのは、今のやり方のほうが、かえって僕は意見を聞くことが出来やすいのではないかなというふうに、逆に、形を設けてといったほうが形式ばった質問であつたりとか、形式ばったご意見になってしまうんじゃないかなというふうに思ったりもするので。

目安箱については、メールで匿名でも来ることもありますし、それについても、匿名であってもそれはどう対応したらいいのかなというふうに担当課とも協議しますので、僕は今のやり方でいいのかなというふうに思っていますので、そこは、他町村のやり方を否定するものではなくて、今のやり方がこの町での意見を徴するための、吸い上げるための手法としてはいいのかなと思っているので、そこはまた色々ご意見しながら、環境が変わればまた変えていくこともあるのかなとは思いますが、現状ではいいのかなと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（麻生安夫君） 松島和子議員。

○3番（松島和子君） ありがとうございます。色々どうしたら皆さんが納得出来るのかというのをまた意見交換していきたいと思いますが、3回目です。

今回、中学校の校舎の建て替えのパブリックコメントというのを行って、たくさん意見が出てきたかなというふうに思いますけれども、私も皆さんに興味関心を持っていただいで行きたくて声をかけさせていただきました。

若い方々に関しては、もう色々出したよ、話を出したよという方も多かったんですけども、やっぱり年配の方は、どこ見ればいいのか、そんなのやっていたのか、やっぱりさっきSNSでという話もありましたけれども、それが出来る年代と出来ない年代があるということもやっぱり頭の片隅に入れておかなければいけないのではないかと。直接、声を書いて届けられる、届けたほうが届きやすい年代もいるのではないかとというふうに、私はやっぱり、分からないとか、どういうふうに、返事の仕方が分からない、見方が分からないというような声を聞いてそういうふうに思いました。

SNSで聞くこともいいことだと思いますけれども、それとともに、皆さんに興味・関心を持ってもらえるような広報の仕方とか答えやすい工夫、そういうことも必要ではないかというふうに私はパブリックコメントを通じて感じたんですけども、そこら辺はいかがお考えでしょうか。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） まず、陸沢中学校校舎建設事業基本計画（案）に関するパブコメについては、多くの本当に町民のご意見をいただいたことに感謝申し上げるところでございます。ご意見は、全部で町民37名の方からいただき、11月20日には、いただいたご意見に対する町の考え方をホームページ上に公表させていただいたところでございます。

3回目のご質問の、今回のパブコメに対して議員が聞いている町民の声としては、ホームページ上での計画の公表や意見募集であったため、高齢者などは、パブコメの仕組みなどがということで、情報が届きにくかったということで理解をして話をさせていただきます。

町としては、この件に関しては10月8日の議会全員協議会で説明させていただいて、同日午後、区長との意見交換会において説明させていただいたところでございます。区民の周知方法として、ホームページ上で計画内容の確認が出来ること、また、パブコメをすることの周知をお願いさせていただきました。議員さんと区長さんと話をさせていただきました。

しかしながら、区長への説明の時期と、区の集会のタイミングが合わずに、町民への周知がうまく伝わらなかったという点については、真摯に反省をしなければいけないところかな

というふうに思っております。

でも、37名のご意見をいただいたって、多分今までのパブコメの中で一番多いのかなと、それはやっぱり、議員の皆様が興味をいただいて、また区長さんもしっかりとそれに対する興味が高まった、意識が高まったというのは、学校建設という大きな事業であるからこそ、また、皆さんが同じ、よくしていきたいという意見があったからこそ、37名の意見が上がってきたのだというふうに考えております。

今までも、何かの計画に、策定に当たって実施していたこのパブコメですけれども、先程申したとおり、本当にパブコメの数がこれだけ増えたというのはなかったもので、皆様方の周知にも感謝をするところでもありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

どうしたらもっと周知であったりとか意見が吸い上げられるようにって、今、段階的に数が上がってきているのはとてもいいことだと思いますので、次の何かパブコメを実施する際には、また議員の皆様から周知をしていただく広報の在り方であったりとか、周知の時期であったりとか、行き渡る時期をちゃんと見計らって、前倒しになり過ぎるとパブコメの意味もちょっとなくなってきちゃうところもあるんですけれども、しっかりと可能な範囲で、柔軟な対応を取って周知につなげるようにしていきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひします。

町民の声を大切にした町政運営を、私が町長になったときから、町民と同じ目線で、そして平等にあるべき、そこら辺をお訴えをしていたところでもありますので、しっかりとやっていきたいなと思っております。ただ、何よりも職員が、何かやることによって一部の職員が過剰に負担になることも避けていきたいなとも思っているんで、そこら辺のバランスを見ながら対応していきたいというふうに思っていますので、一緒に周知の方法を検討していけたらと思ひますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（麻生安夫君） これで、3番、松島和子議員の一般質問を終わります。

10時50分まで休憩いたします。

(午前10時35分)

○議長（麻生安夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時50分)

◇ 田 邊 明 佳 君

○議長（麻生安夫君） 一般質問を続けます。

8番、田邊明佳議員の発言を許します。

田邊明佳議員。

○8番（田邊明佳君） それでは、通告順に従い質問させていただきます。

睦沢町では現在、中学校校舎建設に向けて動いております。

近年の建設業界の原材料高騰や人材不足、また、町の厳しい財政状況により、その建設費用はこの小さな町にとってとても大きく、財政負担は重くのしかかり、町長や執行部の皆様におかれましても、予算の捻出には大変なご苦勞があることは周知の事実でございます。当議会におきましても、地方自治体の動きに合わせ、毎年国へ教育予算に関する意見書を提出しておりますが、その成果はあまり見えない状況です。

そういった厳しい現状でも、中学校建設においては一定の方向性が見えましたが、この町では中学校のほかにも老朽化している施設はあります。特に公民館や福祉交流センターは、予算の中で修繕費が予算計上されることが目立つ施設でもあります。また、中学校が終われば年数的にも、次に小学校も控えており、施設の更新は息をつく間もない状況ではないかと考えております。

実際、平成29年度に策定され、令和4年に改定された睦沢町公共施設等総合管理計画では、今後40年間で約377億円の改修更新費用が必要とされております。人口減少・少子高齢化、厳しい財政状況が続くと予想される中で、どう予算と住民の皆様に必要な事業との折り合いをつけていくか、また、施設の更新の優先順位をどうしていくお考えなのか、町長のお考えを伺いたいと思います。

二つ目、リバーサイドタウン等についてです。

決算審査特別委員会開催の時期に話題になりまして、現場を拝見いたしました。リバーサイドタウンの外壁の不具合についてであります。聞くところによりますと、改善されるとのことですが、竣工年度が2013年とまだまだ経年劣化と言われるような不具合が出る年数ではございません。

また、このリバーサイドタウンは、ずっとこの町に住んでいただきたいとの願いを込めて建てた住宅です。それがこういった事態を招くことは、町への信頼も損ねると思います。この件についての経緯と町の対応を伺いたいと思います。

また、あわせて町営住宅について伺いたいと思います。

町営住宅は、昭和40年代に竣工された住宅で、大変古く耐用年数を超えた状態ではありますが、令和3年の睦沢町公営住宅等長寿命化計画では、当面は最低限度の修繕の実施とあります。住んでいる方がいらっしゃるのも、安全面、特に地震等に対する備えは最低限必要と思いますが、対策はきちんと取られているのでしょうか。また、町営住宅の今後とほかの公営住宅の今後について、どう運営し、補修や長寿命化、除却までをどのようなスキームでお考えなのか、伺いたいと思います。ご答弁よろしく願いいたします。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） それでは、田邊明佳議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、公共施設についてお答えをいたします。

町では、学校校舎以外にも老朽化が進む施設がある、それらの施設への対応について伺うというご質問の趣旨であります。議員のご質問のとおり、過去に建設された公共施設が現在も、また、これからも大量に更新時期を迎えるところでございます。

まず、事業用施設としては、学校教育系の施設では、こども園、小学校、中学校、文科系の施設では、公民館、ゆうあい館、歴史民俗資料館、産業系の施設では、道の駅、かずさ有機センター、農村環境改善センター、睦沢ダム、そしてスポーツ・レクリエーション施設では、総合運動公園、みどりの広場、保健福祉系の施設では、福祉交流センター、また住宅では町営住宅、リバーサイドタウン、スマートウェルネスタウン、その他にも、役場庁舎、また、防災行政無線、町内5団地の汚水処理施設や集落排水処理施設、特定事業による合併浄化槽、旧瑞沢小学校などの施設があります。

そして、インフラ施設としては、道路、橋梁、トンネル、また地デジ施設などがございませぬ。

平成29年3月策定、令和4年度3月改定の睦沢町公共施設等総合管理計画によりますと、事業用資産及びインフラ資産の全てを維持し続けた場合、必要となる更新経費は、先程議員ご案内のとおり、平成29年時点で40年間で約377億円、年平均にしますと9.4億円と推算しており、令和4年度の見直しに際して長寿命化等の対策を進めることで、必要となる更新経費、長寿命化や改築に関わる経費は、年平均5.3億円までコスト削減が可能としております。

なお、昨今の物価高騰等による物価上昇を1.5倍強としますと、年間約8億円もの経費が必要となります。

しかしながら、町の財政事情では、このような経費の捻出は不可能であります。

現在、中学校校舎の改築を進めているところですが、今後小学校の耐用年数も近づく中、

小学校建設に係る基金も積み立てていかなければなりません。また、他の自治体に比べれば本町の道路や橋梁などのインフラ施設は、比較的維持管理が出来ているように感じていますが、町民が満足するまでには至っていないという状況であります。

また、事業用施設については、経年劣化による、特に設備系の故障が近年増加傾向にあります。その対応としては、耐用年数が来たから更新するのではとても賄うことが出来ず、出来る限り使えるものは使っていく、故障等の不具合が確認されてからの修繕という対応にならざるを得ない状況にあります。本定例会でも補正予算として上げております庁舎やこども園の設備の修繕についてが、よい例だというふうに感じております。

前段が長くなりましたが、現在、各施設の不具合箇所の把握と修繕に関わる費用の調査をしており、今後は、優先順位をつけての修繕についても検討して参りたいと考えております。

そして、今後、特に事業用施設については、建設当時の目的を果たした施設もあろうかと思しますので、そういった施設については、廃止も含めコンパクト化することや統廃合についても検討が必要であると考えます。

二つ目の質問にありますリバーサイドタウンについても、早い段階での売却をするなど、小さなことでも検討協議し、出来る限りコストダウンとなる方策を考えて参る所存であります。

いずれにいたしましても、今後統廃合等の出来る施設を洗い出し、耐用年数が来る施設の更新時期と併せ、廃止を行うことも含め、その他の施設についても複合化出来る施設は複合化する、単独での更新は行わないなど、あるいは施設の売却ということも含め、様々な視点で検討をしていきたいと考えております。

今の施設が、建設当時のもう目的を果たし終えた施設であるとしても、住民にとって全く要らないものであるとは思えませんので、その辺についてもニーズ調査、また、当時の目的等々のバランス等見ながら、慎重に議会とも協議をしながら決めていきたいと思っておりますので、まずもってご理解、ご協力をお願いしたいというふうに考えております。

次に、リバーサイドタウン等についてのご質問にお答えをいたします。

1点目のリバーサイドタウンの住宅に不具合が出ているようだが対応はについては、担当しております課長のほうから答弁をさせていただきます。

私からは、2点目の町営住宅の今後についての考え方を伺うについてを、先にお答えをいたします。

初めに、上市場地先に所在します町営住宅の現状であります、戸建て住宅10棟、長屋住

宅2棟に11世帯、16人が居住をしております。いずれの建物も昭和40年代に建てられたもので、築50年以上が経過し木造の公営住宅の耐用年数を超えている状況でございます。

建物の老朽化は進んでいるものの、入居者の多くが高齢者や長年お住まいの方々であり、住める限り住み続けたいという希望もあることから、町では不具合のある箇所を入居者と相談の上、必要な対応による維持管理に努めているところでございます。

また、退去後の住宅に関しましては、新たな受入れのための修繕には多額の費用を要することから再募集は行わず、解体する方針で進めております。

以前には、最大で戸建て住宅20棟、長屋住宅4棟あった住宅も、現在では更地となった土地が顕著に見受けられるようになりました。町営住宅については、建て替えも含め跡地利用の検討を進める必要があると認識しておりますが、当該土地が市場区の共有地であるという制約や将来の人口減少社会におけるニーズ、現在の財政状況といった要因を考慮すると、慎重な検討が不可欠であり、現時点ではまだ方向性は定まっております。

今後、それこそ議員各位とも協議を重ねながら、今後の方向性について慎重に検討して参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、リバーサイドタウンについては担当課長より、答弁をさせていただきます。

○議長（麻生安夫君） 大塚建設課長。

○建設課長（大塚晃司君） 命によりまして、リバーサイドタウンの住宅に不具合が出ているようだが対応はについてお答えいたします。

リバーサイドタウンは、人口減少・少子高齢化に歯止めをかけ、若者層の定住及び地域の活性化を促進することを目的として、平成25年度に若者定住型賃貸住宅18棟を建設し、26年度より18世帯が入居しております。入居から5年を経過した方を対象に、住宅及び土地の払下げを可能とする条件の下、これまでに5棟の譲渡が完了しているため、現在、町が管理している住宅は13棟になります。

既に建物は築12年が経過し、経年劣化による損傷も見受けられてきており、入居者からの情報を基に不具合箇所の修繕を適宜対応している状況です。なお、議員からご指摘のありました外壁の剝離箇所においても、既に業者には発注しており、準備が整い次第、修繕を行うことになっています。

経年劣化とともに増えていくことが予想される住宅の不具合に対し、今後も修繕工事を中心とした対策に取り組み、よい住環境を提供出来るよう努めていきます。

一方、事業当初に見込んでおりました住宅譲渡の試算件数には、現時点では達していない

状況でございます。譲渡が早期に進むことで、管理期間の短縮や将来的な修繕費の抑制にもつながりますので、入居者には譲渡を促していくことにも努めていきたいと思っておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（麻生安夫君） 田邊明佳議員。

○8番（田邊明佳君） ご答弁ありがとうございます。

町長のおっしゃったとおり、私も今ある施設は出来るだけ、使えるだけ使っていきたいというのは思いはございますが、でもこれからの睦沢町を考えるとコンパクトに、出来るだけコンパクトに、でもサービスはきちんと維持していける、そういった施設の形をつくって、形づくっていかなければならないと。

町長はそこも分かってはいらっしゃると思うんですけども、ある程度の各施設の耐用年数には目をつむって、今後の町の財政規模の展望や人口減少を考えれば、施設の機能の集約、町長もおっしゃっていましたが、それを複合化も早めに進めたほうがいいのではないかと、そういった議論の場をつくっていったほうがいいのではないかと、私は思います。

令和32年度における施設総量の削減目標を、現状の施設総量のうち33%程度を設定されておりますが、次の質問のリバーサイドタウンの件や、1階のトイレも何やら様子がおかしいようで、それでほかにも住民の方からあそこがちょっとというようなお話はよく聞くんですよ。そういったこともありますので、令和32年度前には大きく動かさなければいけないような状態になるのではないかというおそれもあると思うんですよ。ですから、早め早めにそういったものを検証して、考えていったらどうかと思うんですが、どうでしょうか。

また、次の質問でも言いますけれども、何となく補修が遅れぎみになるのは、何らかの要因があるんでしょうか。情報が行っていないのか、それとも業者との、業者今、人材不足ですし、なかなか発注も出来ない状態なのか。住民の皆様にご迷惑をおかけするようなことがあってはならないと思うんですけども、どういったところにそういった要因があるのかちょっとお聞かせください。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） まずもって、それこそ集約をしていくところは集約をしていく、また、統廃合するところ、コンパクト化するところについては色々協議をしていった中で進めたいと思っておりますが、財政計画を立てる中で、今回の物価高騰であったり、建設費の高騰というのは、今まで読み切れない位の高騰がありますので、そこら辺を見ながらしっかりと、今後の財政計画の中に落とし込めていけたらいいのかなと思っておりますのでございます。

今、広域事業においても、ごみ処理施設、また、消防署の新築工事であったりとか、広域行政の中でも大分負担が上がるものが増えてきますので、広域行政の財政計画、また、町に対する負担をしっかりと見極めた中で今、ここで物価高騰がある程度見据えた中で計画をするべきだろうと思いますので、まさに今、今までの計画をないがしろにするわけではないですが、ここでスタートラインだと思って、これからしっかりと計画を立てていきたいと思っております。

それから、何においてもちょっと修繕が遅いんじゃないかというのは、確かに財政が厳しい中で、新たに更新時期を迎えたものに対して、前倒しで変えていくだけの予算があれば、それをやっていけるところなんですけれども、丁寧に使っていただいて、耐用年数よりも長く使っていただく、そして、丁寧に使っていただくことで耐用年数よりも長くというところの考え方を、各場所場所でしっかりと共通認識を持っていただいているから、なかなかちょっとした手直しで済んでいるから上がってきているんだろうなと思っています。

ただ、小さなことをちょっとずつ直して行って、最終的にすごい多額のお金がかかってしまう修繕につながることは避けたいなと思いますので、そこら辺はしっかりと管理をしながら、先の見方をしていきたいと思っております。

1階のトイレでちょっとお話が出たところあるんですけども、私も住民の方から三、四年前に、コロナのときの臨時特別交付金をいただいた中で、トイレの洋式化を進めておりました。その洋式化で、暖房便座まではなかなか入れられなかったところが、年配の方からあれじゃ心臓発作で死んじゃうよというようなご意見聞いた中で、取りあえず多目的トイレだよ、多目的トイレだけ変えたんだよね、ちょっと便座を替えたのは。

(「そうです」の声あり)

そういったところで小さな気づきですけども、住民の利用度が上がるように、多目的トイレだけ、そういった暖房便座を入れて対応するとかいうふうにしたとかしておりますので、また、1階のトイレのちょっと管理上どういった不具合が出ているか分かりませんが、そういったところは直せるものはすぐ直していくということで考えていますので、よろしく願いいたします。

ちょっとまとまりませんが、答弁とさせていただきます。

○議長（麻生安夫君） 田邊明佳議員。

○8番（田邊明佳君） ご答弁ありがとうございます。

私が聞いたところによりますと、手洗い部分だそうです。それは、よろしく願いいたし

ます。

老朽化の状況も有形固定資産減価償却率も、令和4年度で53.6%に上がっているということで、もうそれは重々分かっていることだとは知っておりますけれども、なかなか個々の方針について、財政の兼ね合いもあって方針を出しづらいつとところはあるとは分かっているんですけども、土壇場になってばたばたと決まってしまうのでは、また何をやっているんだという話になっていくじゃないですか。

ですから、町長も群馬県高山村の行政視察に一緒に来ていただきましたけれども、あそこは教育でしたが、何年も何年も何年も議論を積み重ねて、ああいうきちんとした形に持っていったじゃないですか、町民の皆様や議員の皆様や皆様を何か巻き込んで。やっぱりこういう、そういった丁寧な議論の場を設けることは必要だと思うんですよ。そうやって皆さんが議論して納得していただければ、たとえ、ちょっと規模が縮小してしまったとかという話になっても納得していただけると思うんですよ。やっぱり対話は必要ではないかと。

私は、本来は議会でも総務常任委員会で、この件は長くやるべきだと思っております。ですから、私からも議会には働きかけるつもりですが、町長も議会と共に小さくても光る睦沢町を見据えて一緒にやっついていこうではありませんかと、最後に言えばよかったんですけども、恰好がついたんですけども、取りあえず議論の場ですね、そういった場を整えていただけるかどうか、お願いいたします。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） 先程言ったとおり財政的な計画の中で、今後公共施設をどうやって優先順位をつけていくか、また統廃合していくかという、そこについてはある程度、財政計画がしっかりと立った中での議論だと思いますので、財政計画を立てた中で10年後を見据えた会議、協議会については、今協議会というのはなるべく集約化をしていくところですけども、必要であると感じますので、議会の皆様と執行部と、また、町民の代表と、ある程度テーブルの上に乗せられる段階になったら、議会と共に、そこはちょっと遅くなりましたけれども、共に進んでいきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（麻生安夫君） 田邊明佳議員。

○8番（田邊明佳君） それでは、二つ目の質問に参ります。

リバーサイドタウンや公営住宅の件でございますね。

リバーサイドタウン、進んでいるとのご答弁が課長からなされましたけれども、ベランダやその付近の屋内への雨漏り等で、床がおかしくなっているというお話も聞くんですけど

も、そちらの件は直されたのかどうか。直されたというか、直すのかどうかというのもお聞きしたいんですけども、経年劣化とおっしゃっていましたが、経年劣化と言うにはあまりにもひどい状態ですよ。

それは、どうしてなのか。施工に問題があったのではないかと思うんですけども、そこら辺どうなのかと、あと賃貸のほかの住宅は大丈夫なのかと、これは住んでいただきたいといっても、そういう状態ならちょっと考えちゃうよねという話になっちゃうんですよ。そこで、町が適切な対応を取らないと、ますます信頼を落とすという、そう思いますよ、私は。

だから、その町の対応やその施工どうだったのかと、そこをお聞かせ願いたいのと、あと町営住宅なんですけれども、除却していくという方針なのは分かりました。あと、跡地利用も難しい点も分かりましたけれども、でもですよ、長寿命化はしないにしても、不具合があったら直す、それで住んでらっしゃる方の安全は確保されているのかと。何かあったら、もう修繕どころの騒ぎではない、大変な問題になると思うんですよ、これ。そこら辺は、大丈夫ですか、確認です。

○議長（麻生安夫君） 大塚建設課長。

○建設課長（大塚晃司君） リバーサイドの状況につきまして、居住者の安全・安心な生活環境に対する貴重なご意見というか、ご質問いただきましてありがとうございます。

まず、この建物が大丈夫かということなんですけれども、まず建設当時ですけれども、こちらにつきましては建設基準法をはじめとする関係法令に基づき適切な設計、施工が行われております。

住宅の瑕疵担保保険の期間10年はありますけれども、これ10年を過ぎていますので構造上に重大な瑕疵は、10年間では確認はされておりました。

ただし議員がおっしゃるとおり、雨漏りがあるという住宅があるということで、この住宅につきましては、何度か実際調査は行ったんですけども、直接となる原因が探ることが出来ませんでした。そして、今後もその雨漏りの原因をちょっと探っていきたいと思っております。今後も居住者が、住まわれるという方が安全・安心を第一に努めていきたいと思っております。

あと町営住宅の住宅について大丈夫かということなんですけれども、こちらについては先程町長から答弁がありましたとおり、長年住んでいる方でありまして、高齢者の方もこのまま住み続けたいというご意見がございます。

町としても、別の箇所にとということでは考えていたんですけども、借地借家法とかの関

係で住まわれている方の権利のほうが強いということで、立ち退きするという事は、ちょっと厳しいような状況でございます。

町住宅についても、住まわれている方と意見交換を重ねて、直せる箇所は直して対策を町としてもやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（麻生安夫君） 田邊明佳議員。

○8番（田邊明佳君） いや、私は立ち退きしてくださいとは言っていないよ。安全は確保されているんですかと申しております。大丈夫なんですね。

それで、あと、リバーサイドはまだ売れる見込みがちょっとは残っているんですけども、この状態だとどうなのだろうという気も私はしてしまうんですけども、ほかの住宅は問題ないんですね。問題が今起こっている住宅以外は大丈夫ですね。その確認を取りたいんですけども。

あと、公営住宅等長寿命化計画では長期的な管理の見通しや除却費等が記載されております。数百万円ずつですね。この数値、現在ではずれがあるのではないかと思うのですが、数値の変更等はございますでしょうか。あと、もし数値が変更したとして、今後の財政に考えていた以上の影響があるのかないのか、それをお聞かせください。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） まずもって財政的なところは後で担当から答弁させていただきますが、今町営住宅、またリバーサイドについては、所有権は町にありますので、いったんリバーサイドについてはアンケートを取りたいなと思っております。

また、町営住宅については、確かに命を預かる安心する家で危険にさらされてはいけないと思っておりますので、修繕箇所が出たときに、ほかの箇所の構造的な部分、今までもちょっと構造的に腐りが出ているところの柱の交換とかやっておりますので、手を全く加えていないというわけではありませんので、そこは点検を少し今までより目を光らせてやるようにしたいと思っております。

跡地利用等も含めてなんですけれども、千葉県の県の県営住宅にもちょっと相談をしに何回か足を運んでいたことがあります。県営住宅のほうの考え方が、今の建て替えか、もしくは撤去で、新たな自治体に新たに建てるという方向性は持っていないという、方向性をしっかり出されてしまったので、先々あそこ県営住宅の利用とかいいなと思って考えていたんですけども、そこら辺がちょっとかなわない状況になってきたので、また、10年後、20年後を見据えた中で、あそこの利用をしっかりと計画、考えていきたいなと思っております。

それには、上市場の共有の方々との協議も必要であります、そんなふうに考えているところでございます。あとは担当課からお答えさせていただきます。

○議長（麻生安夫君） 大塚建設課長。

○建設課長（大塚晃司君） そのほかの住宅については大丈夫かというご質問なんですけれども、毎月住宅の使用料の納付を配付する際に、職員により外観の目視の点検を行い異常箇所の早期発見に努めております。

内部につきましては、入居者からの連絡があった際には、不具合の箇所を確認して、適切に対応するように努めておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（麻生安夫君） 石井企画財政課長。

○企画財政課長（石井威夫君） 物価上昇による影響が計画等というお話かと思えますけれども、そちらのほうも、いま一度検討させていただきまして、当初の計画ですとどうしても不足する部分出てくると思いますので、その辺も計算に入れた中でつくらせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（麻生安夫君） これで8番、田邊明佳議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生安夫君） 日程第4、議案第1号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

麻生福祉課長。

○福祉課長（麻生喜久夫君） 議案第1号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和7年10月1日施行の児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う、地域限定保育士制度の一般制度化及び虐待対応の強化について、関係条例の改正を行うものです。

まず、1点目の地域限定保育士制度につきましては、国家戦略特別区域に限り認められていた地域限定保育士制度が同法により一般制度化されました。本制度は、保育士としての登録を限定した都道府県等において行った場合、その登録した都道府県等の区域内においてのみ保育士として業務を行うことが出来、登録後3年経過し一定の勤務経験を積むことを条件

に、その後、通常の保育士として登録した都道府県等以外でも業務が行えるようになるものです。

本町におきましても、当該登録保育士の活用を可能とするため、改正するものです。

関係する条例は、本条例案中第1条の睦沢町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、及び第2条の睦沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例で、第1条にあっては放課後児童支援員、第2条にあっては職員の基準に係る改正となります。

内容といたしましては、現在規定されています保育士に地域限定保育士を含めるというものになります。

次に、2点目の虐待対応の強化につきましては、保育所をはじめとする児童に保育や居場所の提供などを行う施設及び事業を対象に、職員などによる虐待に関する通報義務等が創設されました。当該施設や事業において虐待の通報などがあった場合、市町村は通報等の受付を行うとともに、都道府県へ通知を行うこととなりました。このほか、情報収集、対応方針の決定など終結までのガイドラインが示されたところでございます。

関係する条例は、本条例案第1条から第3条の三つの条例全てでございます。改正内容といたしましては、虐待に関する通報義務等が創設されたことによる条例中の引用条文の条ずれへの対応でございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

田邊明佳議員。

○8番（田邊明佳君） すみません、提案理由説明だけでは分かりづらかったのですが、この条例に関して、町への影響をお聞かせください。

○議長（麻生安夫君） 麻生福祉課長。

○福祉課長（麻生喜久夫君） 町への影響ということで、子どもに対する影響ということが一番だというふうに思っておりますけれども、まず1点目の地域限定保育士制度ということで、こちらにつきましては保育士の人手不足解消を目的に、これまで国家戦略特別区域に限られていたものが、一般制度化されたということで、千葉県においてこの制度を取り組むという方針になれば、地域限定保育士の活用が出来るというような取組になるものでございます。

直接的に見えてくるものについては今後になると思いますし、今千葉県の方でもこの制度について、活用方法をどうするかということにも考えているというふうに聞いておりますので、保育士の試験の枠が広がっていくということでご理解をいただきたいと思います。

次に、虐待に関する件ということで、職員等における施設内等における虐待ということで、今後もこういったことがあった場合は、町であったり県にそういったことが通報制度が出来たということでご理解いただければと思います。

○議長（麻生安夫君） 田邊明佳議員。

○8番（田邊明佳君） すぐにではないですけども、保育士不足の解消という点については期待が持てるということによろしいですか。

○議長（麻生安夫君） 麻生福祉課長。

○福祉課長（麻生喜久夫君） 現制度よりは、期待が出来るということでご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（麻生安夫君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（麻生安夫君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生安夫君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（麻生安夫君） 起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生安夫君） 日程第5、議案第2号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市

町村総合事務組合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

本案について提案理由を求めます。

○議長（麻生安夫君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木政信君） 議案第2号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉縣市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について、提案理由を申し上げます。

本案は、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体である三芳水道企業団、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団が、令和8年3月31日をもって解散することにより、「組合を組織する地方公共団体の数が減少すること」、また、組合の共同処理する職員採用試験の合同実施に関する事務について、情報処理技術の発展に伴い、制度目的である市町村職員の一層の資質の向上と事務の合理化が、各共同処理団体が直接民間に委託するなど、ほかの手法により可能となったことから、「令和8年3月31日をもって当該事務を廃止すること」、そして、これらに伴い「組合規約に定める構成団体や共同処理する事務に関する規定について改正を行うこと」について、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

（発言する者なし）

○議長（麻生安夫君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生安夫君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉縣市町村総合事務組合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

関する協議については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(麻生安夫君) 起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(麻生安夫君) 日程第6、議案第3号 財産の取得についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

宮崎教育課長。

○教育課長(宮崎則彰君) 議案第3号 財産の取得について、提案理由を申し上げます。

本案は、公民館バスとして、平成15年に購入し、令和3年度からスクールバス3号車として使用している中型バスについて、購入から20年が経過し、経年劣化による故障も多くなってきたことから、児童送迎の際の安全等を鑑み、スクールバスの更新を行うものです。

取得する財産及び数量はマイクロバス1台で、乗車定員は運転手を除き29名、配置場所は睦沢町立睦沢小学校。取得の相手方は、東京都板橋区舟渡4-7-1、三菱ふそうトラック・バス株式会社。取得の方法は、マイクロバスの取扱いのある国産自動車メーカー(日産、トヨタ、日野、三菱ふそう、いすゞ)の5社に取扱いの事前確認をしたところ、排ガス問題や希望車種の取扱いの終了により、納入可能業者が三菱ふそうに限られました。

そのことから、三菱ふそうトラック・バス株式会社との1者随意契約を行いました。なお、本購入に当たり、国の補助事業を活用していることから、千葉県に対し契約方法については、事前に了解をいただいております。

取得金額は868万9,970円で、取得価格が700万円以上となることから、地方自治法第96条第1項第8号及び睦沢町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(麻生安夫君) ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

(「なし」の声あり)

○議長(麻生安夫君) ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(麻生安夫君) 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号 財産の取得については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(麻生安夫君) 起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(麻生安夫君) 日程第7、議案第4号 令和7年度睦沢町一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

本案について提案理由を求めます。

○議長(麻生安夫君) 石井企画財政課長。

○企画財政課長(石井威夫君) 議案第4号 令和7年度睦沢町一般会計補正予算(第5号)について、提案理由を申し上げます。

本補正予算は、2,715万6,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ42億4,968万9,000円とするものです。

主な内容について、歳出からご説明いたします。

2款1項5目財産管理費では、庁舎・改善センターの修繕費用を増額、また、消火ポンプ呼水槽が劣化し破損のおそれがあることから工事費用を追加しました。

6目企画費では、国の地域経済循環創造事業交付金を活用し、睦沢ダム周辺のオートキャンプ場で新規に飲食店を開業する事業者への補助金を追加しました。

11目防災行政無線事業費では、電波法に基づく無線局の定期検査費用と国が主導する新型Jアラート受信機及び連携機器の更新費用を追加しました。

2項2目賦課徴収費では、今後指定される土砂災害特別警戒区域内の画地の抽出を行うための委託料を追加しました。

4項4目千葉県知事選挙費では、令和7年3月16日執行の千葉県知事選挙の精算による償

還金を追加しました。

3款2項2目児童措置費では、見込みより児童手当の支給対象者が増加したため扶助費を増額しました。

5款1項3目農業振興費では、町が認定した新規就農者に県からの新規就農者育成総合対策経営開始資金補助金（2件分）を増額しました。

7款5項4目住宅建設費では、川島グリーンタウン分譲に係る土地取得補助金を増額しました。

8款1項5目災害対策費では、みどりの広場にかまどベンチ（1台）を設置する費用を増額しました。

9款1項2目事務局費では、キャリア教育の一環として、夢をかなえるまでのプロセスを題材にした講話等を行うための子ども夢・創造推進事業業務委託料を追加しました。

3項3目中学校建設費では、中学校校舎建設の事業者選定委員会に係る外部有識者謝礼3名分を追加しました。

4項1目こども園管理費では、経年劣化等により不具合が生じているこども園職員室園庭側出入口サッシや消火ポンプ呼水槽等の工事費用を追加しました。

6項2目体育施設費では、総合運動公園の浄化槽原水ポンプ2基のうち1基が故障したため工事費用を追加しました。

歳入につきましては、国庫支出金及び町債を歳出の特定財源とし、一般財源は一般寄附金及び前年度繰越金を増額して調整しました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

田邊明佳議員。

○8番（田邊明佳君） まずは、2款企画費ですね。睦沢ダムの補助金について、もうちょっと詳しくお聞かせください。

それと、3款、児童措置費の見込みより増加してしまったということで、増加の理由と、あとこども園費なんですけれども、細々とした補修等あるようですが、以前気になったんですけれども、視察に行きまして、教室の前の廊下ですね、大きなガラス張りの。そこ夏になると相当暑そうなんですけれども、その暑い時期、私も忙しいのでなかなか行けないんです

けれども、暑い時期のよしずを出すとか、そういったような対策等はされているのでしょうか。

○議長（麻生安夫君） 石井企画財政課長。

○企画財政課長（石井威夫君） それでは、まず地域経済循環創造事業のほうの補助金の内容についてでございますけれども、こちら申請者は東京都台東区にいらっしゃいます方からの申請がございました。

睦沢ダムのところのキャンプ場に行って、カフェ&バー、昼間はカフェをやって夜はバーをやるということで申請が上がっております。申請額については、514万4,000円ということでございます。こちらを今申請いただいたものを、国のほうの審査会のほうにかけてございまして、そちらのほうの審査会でオーケーが出ますと、改めて町から国のほうにこの補助金の申請を上げていくというところでございます。

それで、事業名としては、睦沢町の魅力発信拠点創出事業ということで、キャンプ場で地元の特産品を活用したバーベキューメニューの提供や魅力の発信拠点として、そのカフェ&バーを使っていくという内容でございます。町内外の人々が夜間まで滞在交流することが出来る屋外型のカフェ&バーということで、申請のほうは上がってきてございます。

以上でございます。

○議長（麻生安夫君） 麻生福祉課長。

○福祉課長（麻生喜久夫君） それでは、児童手当というところの質問に回答させていただきたいと思っております。

まず、転入によるものの増加が11月末時点で13名。今後の見込みも含み19名ということの増えていくというものと、出生によるものが11月末時点で現在9名、今後の見込みも含め14名ということで、合計33名の支給対象者が増えたということになりますけれども、ちょっと額的にもそれだけじゃないだろうということもあると思っております。

当初の、申し訳ないです、当初の見込みがちょっと不十分であったこともあり今回増額にて対応させていただいたということになるかと思っておりますので、来年度の予算措置に向けては十分注意して参りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（麻生安夫君） 宮崎教育課長。

○教育課長（宮崎則彰君） 議員のご質問にお答えをさせていただきます。

こども園の園児の暑さ対策ということでのご質問でございますが、ご質問にありましたよ

しず、こちらは、私もちょっと何年か見ておりますが、設置をしたことはございません。

実際の保育の現場のほうでは、なるべく直射日光が当たらないように、部屋の隅に移動して保育をしている様子は見かけたことがあります。直接的に日光を遮るような手だてを取ったというのは、ちょっと見たことがないです。

しかしながら、毎月、こども園と福祉課と教育委員会で協議を持つ場を設けてございます。そういったところで、今後の予想し得ない暑さに対しての対応策というのは、物理的にエアコンとか直すというのがありますが、そういった何かを取り付けることによって防げる可能性もありますので、検討をさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（麻生安夫君） 田邊明佳議員。

○8番（田邊明佳君） ご答弁ありがとうございます。

魅力発信の拠点としてと、でも最近では以前の質問にも出したんですけれども、割と増えてきているんですね、いろんなクレープ屋さんだったりとか。ですから、そこら辺をまとめて魅力発信というのは、なされているんでしょうか。なかなか聞こえてこないの、そこはどうなっているのかということと、あと、児童措置費の件は分かりました。

それで、こども園についてなんですけれども、視察に行ったとき、当該箇所が網戸が切れていたんですね。そうすると、窓開けたい、エアコンつけるまでもなく、窓開けたいときも開けられないというような状況になって、なかなかこれは厳しい保育環境だなど、私も思うんですけれども、よしずと言ったのは、屋根とかつけるとお金かかるからよしずと言ったんであって、出来るようなことだったらすぐしたほうが子どもたちのためにもよろしいんじゃないでしょうか。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） まずもってよしずの件に関しては、視野の妨げにならないとかそこら辺を確認した中で対応出来るところはしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

新たな出店者がいる、各店舗を集めて今、睦沢町を盛り上げる会という会を発足をして意見交換の場をつくっています。十何社いたかな。

（「います」の声あり）

十何社いる中で、参加してくれる方は仕事の都合とかもあるんですけれども、その方々でどうやって、新たにそこで事業を始めてくれた皆様方が睦沢の何がよくてここで事業してくれたんだということを発信していきたいということで、パンフレットにもこれを載せたいとか、今、意見交換をしていますので、それはもう乞うご期待ください。

以上です。

○議長（麻生安夫君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（麻生安夫君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生安夫君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号 令和7年度睦沢町一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（麻生安夫君） 起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎報告第1号及び報告第2号の一括上程、報告

○議長（麻生安夫君） 日程第8、報告第1号及び日程第9、報告第2号はともに損害賠償額の決定及び和解に関する専決処分についての報告となります。

2件続けて報告をお願いいたします。

鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木政信君） 報告第1号 損害賠償額の決定及び和解に関する専決処分について、ご報告させていただきます。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定されている事項について、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告を行うものです。

令和7年10月16日に発生した自動車物損事故に伴う和解及び損害賠償額を定めたものになります。

損害賠償額は、4,440円で、相手方は専決処分書に記載のとおりでございます。

事故の概要は、同日午後5時頃、相手方の運転する軽自動車は、下之郷地先の町道101号線を走行中、道路表層の一部欠損による段差箇所を通過した際に左前輪がパンクしたものです。

過失割合は、町道の管理瑕疵に加え、相手方の前方確認が不十分であったこと、また、日没前後の時間帯で視認性が低下していたことなどから、町側50%、相手方50%とし、相手方との協議が調ったことから、速やかに損害賠償を行うため専決処分をいたしました。損害賠償額につきましては、全国町村会総合賠償補償保険が適用されます。

なお、事故の翌日には、職員が速やかに補修を行っております。

今後は、こうした事故のないよう、適正な管理に努めて参ります。

次に、報告第2号の損害賠償額の決定及び和解に関する専決処分について、報告させていただきます。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定されている事項について、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告を行うものです。

令和7年9月24日に発生した公用車における自動車物損事故に伴う和解及び損害賠償額を定めたものになります。

相手方に支払う損害賠償額は3万1,500円で、損害賠償の相手方は専決処分書に記載のとおりです。

事故の概要は、同日午前9時25分頃、本町職員が運転する産業課管理の公用車が、県道南総一宮線を一宮方面に走行中、長生郡一宮町一宮4605番地先の道路から県道に進入してきた相手方車両と接触したことにより、公用車の左側前方部と相手方の車両右側前方部が損傷したものです。

搭乗者については、双方ともにけがはありませんでした。

相手方の前方確認が不十分であったことが原因であり、この事故に伴う過失割合は、町側10%、相手側90%とし、相手方との協議が調ったことから、速やかに損害賠償を行うため専決処分いたしました。

また、車両の修理費は町が加入している一般財団法人全国自治協会自動車損害共済により、相手方に支払われます。

今後におきましても、こうした事故のないよう、より一層の安全運転の指導に努めて参ります。

以上で専決処分の報告とさせていただきます。

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

ただいまの報告2件は、地方自治法第180条第1項による議会において指定した専決処分でありますので、質疑、採決は行いません。ご了承願います。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（麻生安夫君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和7年第4回陸沢町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前11時52分)